

教育委員会会議 令和3年5月定例会 会議録

(13:30)

1. 開 会

市民憲章唱和

2. 教育長あいさつ

3. 【取組の報告】不登校児童生徒の ICT 活用について[東小学校・弥生小学校]

東小学校と弥生小学校から事例を紹介

4. 会議録の署名者の件について

津山市教育委員会会議規則第15条第2項の規定による

5. 前回会議録の承認

全員賛成

6. 教育長等の報告

なし

7. 議事

(1) 議案

①津山市教育振興基本計画検討委員会委員の委嘱又は任命について（教育総務課）

概要説明（資料7-1-1）

来年度からの第3期津山市教育振興基本計画の策定に向け、津山市教育振興基本計画検討委員会設置規則第3条の規定に基づき、検討委員会を委嘱・任命するものです。この度委嘱・任命するのは、学識経験者や教育関係者等の8名で、任期は令和3年6月1日から計画策定の日までとなっております。検討委員会での検討状況につきましては、教育委員の皆様にも適宜報告したいと考えています。

全員挙手－原案通り可決承認

②令和3年度 津山市立小・中学校 学校評議員の委嘱について（学校教育課）

概要説明（資料7-1-2）

津山市立学校管理規則第32条の規定に基づき、津山市立小・中学校の学校評議員の委嘱をするものです。任期は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間で、委嘱人数は小・中学校合わせて234名となっております。また、今年度から津山東中学校は学校運営協議会を設置しておりますので、学校評議員は津山東中学校を除く34校についての委嘱となります。

全員挙手－原案通り可決承認

③津山市青少年育成センター運営審議会委員の委嘱及び解嘱について（次世代育成課）

概要説明（資料7-1-3）

津山市青少年育成センター条例施行規則第5条の規定に基づき、津山市青少年育成センター運営審議会委員を委嘱及び解嘱するもので、委嘱期間は令和3年6月1日から令和4年9月30日までとなります。今回の委嘱及び解嘱は、関係団体機関である、津山市連合町内会青少年育成部部長と津山市小中学生生徒指導連絡会会長の変更に伴うものです。

ここで、運営審議会について簡単に説明いたします。運営審議会は、教育委員会の諮問機関として、青少年育成センターの事業や運営に関して、専門的な立場からご意見をいただく事になっています。現在、運営審議会委員は12名で、その構成は、津山っ子を守り育てる市民の会、津山市青少年育成指導委員連絡会等の青少年育成関連団体や、連合町内会の青少年育成部や民生児童委員連合協議会等の地域の団体、津山警察署生活安全課や小・中・高校生徒指導連絡会等の団体から構成されています。なお、運営審議会は年1回、定期的に2月に開催しております。昨年度の審議会では、令和2年度の事業報告に対し、ご意見をいただくとともに、令和3年度の事業計画についても、ご意見をいただき、事業に反映させていく流

れとなっております。また、団体同士の意見交換の場として、貴重な会となりました。

全員挙手－原案通り可決承認

(2)協議①「令和3年度 6月補正予算について」は津山市教育委員会会議規則第13条第2項の規定に該当するとして非公開を全員一致で可決承認（最後に審議）

(2) 協議

②津山市における今後のコミュニティ・スクール設置方針について（案）（学校教育課）

概要説明（資料7-2-2）

令和3年4月に、本市としては、初めて津山東中学校に「学校運営協議会」を設置し、コミュニティ・スクールをスタートさせました。今後、全小中学校に計画的に展開していこうと考えています。具体的な計画としては、令和3年度は、津山東中学校以外の7中学校と津山東中学校区の7小学校においてコミュニティ・スクール準備委員会を設置し、令和5年度からのスタートを目指して準備を進めたいと考えています。

7小学校以外の20小学校については、令和4年度に準備委員会の設置を進め、令和6年度からのスタートを目指して検討・準備を進めたいと考えています。なお、小学校20校につきましては、地域や学校の実情等を鑑み、今年度から準備委員会の設置が可能な場合は、前倒して進めることも可能とします。

全員挙手－原案通り可決承認

(3) 報告

①令和3年度小中学校児童生徒数・学級数（確定値）について（学校教育課）

概要説明（資料7-3-1）

4月定例会では速報値をお伝えしましたが、国の基準となる5月1日現在の確定値をお伝えします。資料には、小学校、中学校ごとに学級数と人数を記載しています。昨年度の人数と比較しますと、小学校は80名の減少、中学校は32名の減少となっています。これに伴い、学級数についても、小学校で2学級、中学校で1学級減少となっています。

②令和3年度 研究指定校等一覧について（学校教育課）

概要説明（資料7-3-2）

今年度は10の研究指定がございます。番号順に説明します。まず、1番の人権学習充実拠点校事業は、県の指定によるもので、勝北中学校区で3年間継続して行っているものです。スーパーバイザーとして、鳴門教育大学の久我先生にご支援をいただいております。2番の非認知能力研究校は、河辺小学校で引き続き研究を継続します。3番の東京学芸大学共同研究については、引き続き東小学校と津山西中学校で継続的に取り組んでまいります。4番の小学校プログラミング教育研修講座は、県の総合教育センターと共同で、佐良山小学校で実施します。5番の初任者研修講座は、県内の初任者を集めて授業公開を行う会場校として、中道中学校を指定校としています。6番の教科道徳研修会は、「道徳の教科化」に伴い、教員の指導力向上を目指すもので、今年度は南小学校と鶴山中学校を指定校としています。研究校は毎年変わりますが、研究は継続して行っているものです。7番の津山市学校給食食育推進・残食減少行動計画と食育に係る取組実証研究事業は、県の食育に係る研究事業と本市の食育推進事業をミックスさせ、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることを目指すもので、弥生小学校と中道中学校で実施します。8番のオリンピック・パラリンピック教育推進事業は、昨年度から継続して北小学校で計画をしていますが、実施日は調整中です。9番の体育授業力アップモデル校事業は、県の指定事業で、向陽小学校において美作大学の津田先生のリズムジャンプに取組み、研究を行うこととしています。最後10番の、若手教員授業力向上研修会は、津山教育事務所が中心となって、県北地区の小中学校と共同で実施するもので、本市では鶴山小学校と津山東中学校を指定校としています。

③令和2年度 津山市学校支援ボランティアの活動状況について（学校教育課）

概要説明（資料7-3-3）

前回4月の定例会において、学校支援ボランティアは学校ごとに差があるのではないかとのご指摘がありましたので、令和2年度の活動状況を報告いたします。資料をご覧くださいますと、小学校より中学校の方がボランティアの人数が少ない傾向があることがわかります。人数が0人となっている中学校が3校ありますが、いずれの学校も今年度はボランティアの協力があることを確認しております。

④緊急事態宣言を受けた津山市立小中学校・幼稚園等の対応について

(学校教育課・こども保育課・次世代育成課)

概要説明 (資料 7-3-4)

まず、小中学校の対応から説明いたします。資料にあります5月17日付の文書については、教育委員の皆様にもお送りしているもので、緊急事態宣言の重要性を踏まえ、宣言下における教育活動の実施について各学校に通知したものです。教育活動全般としては、感染リスクが高い学習活動については国のマニュアルを参照し、実施について慎重に検討することとしています。学校行事について、運動会が8校で延期となり、水泳指導は延期が難しいため、今年度は実施しないこととしました。また、海事研修や社会科見学等の校外学習は、原則延期又は中止とし、保護者等を招いて実施する参観日等の行事についても、オンラインで実施するものを除き、実施しないこととしています。部活動につきましても、公式な大会が控えている部以外については行わないとしています。

こども保育課では、公立幼稚園、公立・私立保育園、認定こども園長と保護者あてに文書を発出してあります。まず園長あてには、津山市からの主な協力要請として資料にあります4つの項目と別紙「感染症拡大防止について」により、協力をお願いしました。また、宣言期間中の保育行事について、運動会は延期すること、水泳指導は宣言の期間内は中止とするよう通知していますが、津山市立幼稚園・保育所・認定こども園の4園については、宣言の期間によらず、今年度の自園でのプールは実施しないことをお示しして、私立園の方針の参考になるようにしています。遠足等の行事については、原則延期又は中止としています。また、園周辺の散歩等、屋外での保育等については、感染症対策を講じた上で実施を検討することとしています。また、学校と同じく、保護者を招いて実施する行事は、オンラインで実施するものを除き、延期又は中止としています。合わせて、保護者あてに、こども保健部長と公立幼稚園長から、感染拡大防止のご協力についてお願いする文書を発出しています。

鶴山塾では、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するお願いを、4月28日の大型連休前に各ご家庭に発出し、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用されている地域との不要不急の往来を極力お控えいただく内容の注意喚起を行っております。また、緊急事態宣言発令後は、児童生徒の担当相談員から各保護者へ、口頭で改めて注意喚起と感染拡大防止の協力要請を行っております。

⑤ 5歳児健康調査後の療育について (こども保健部)

概要説明

先月の教育委員会で報告した5歳児健康調査に関しまして、ご指摘やご質問がありましたので説明いたします。

まず、5歳児健康調査後の療育などの受皿について、十分にあるのかといったご質問をいただきましたが、これについて令和2年度は、ご希望の療育機関に行けなかった事例はあるものの、待機することなく療育を受けることができます。また、今後の受皿の見通しについてですが、調査に対し回答のあった6カ所中2カ所の事業所が、今年度は年度途中の受入ができない状況であるとのこと。また、通級指導教室では、通級や相談希望者が増加しており、受入に調整が必要な状況です。これについては、今年度内に、新たに2カ所の児童発達支援事業所が開設に至るため、令和3年度の療育希望者については受入ができるという見通しを持っております。

次に、療育を受けられる時間について、本市では1時間単位で、県南に比べて不十分では、というご指摘をいただきましたが、市の療育センター「てけてけ」における療育が2週間に1度の頻度となっておりますのは、5歳児健康調査後の療育希望者が、年度途中でも待機することなく療育を開始できるようにした暫定的な対応で、頻度については、子どもや保護者の状況に合わせて決め、なるべく毎週ご利用いただけるよう調整している状況です。

通所時間に関する事業所の状況ですが、60分から90分の療育を実施している事業所は、親子同伴での通所となっております。親子通所とすることで、療育場面を保護者が一緒に見学することにより、子どもの発達の特性に理解が深まり、また、職員の声掛けや具体的な対応方法を知ることにより子どもへの接し方に変化が見られる保護者も多いとのこと。一番側にいる親の変化は子どもに大きな影響を及ぼしますので、療育の時間は長くなくても、自宅や園での生活や困っている事を聞き、保護者にアドバイスをを行うなど、保護者の支援に力を入れるように努めているという状況です。

⑥ 緊急時におけるオンライン授業配信の試行について (学校教育課)

概要説明 (資料 7-3-6)

1人1台端末の整備を踏まえて、本市では資料にありますICT機器活用スケジュールに沿って活用を進めており、今年度については、(1) 学校におけるICT活用の推進及び先導的取り組みの研究・実践 (2)

臨時休業時における ICT を活用した学習指導等の実施体制の確立に取り組んでいます。本日は、このうち(2)について体制整備の状況を担当から報告いたします。

新型コロナウイルス感染症に係る緊急時の学習内容保障については、新型コロナウイルス感染症の再拡大が全国的に懸念されており、本市でも児童生徒が出席停止となった際の家庭における学習保障の方針や体制の整備が急務となっています。その一方で、昨年度、児童の新型コロナウイルス感染により、緊急的に端末を持ち帰らせ、オンラインによるコミュニケーション等を試行的に実施しましたが、学習内容の充実や学校での体制整備等が課題として挙がりました。以上から、緊急時において、必ず実施すべき学習保障の内容を、次の4点について各学校に実施してもらうこととしています。

まず①classroomの活用です。各クラスの児童生徒へ向けて連絡や課題の発信ができる掲示板のようなもので、連絡帳のような機能を持っているものです。次に②meetによる健康観察です。外出できないという実状があるため、教員と顔を合わせ、精神的なフォローも行います。③は後述します。そして④プリント及びタブレットドリルの併用による課題提出を行います。これらの、①②④はある程度実施できると考えていますが、今回各学校に試行してもらうのは、③オンライン授業です。meetを活用し、教室で行っている授業の配信の試行を6月中に各学校に取り組んでもらうこととしています。

この取組に先立って、事前に市内の小中学校2校で授業の配信を試行しました。試行した学校からは、配信側の端末の設置場所を黒板付近に1台、教室全体が見える場所にもう1台、全部で2台置いた方が安心して授業を受けることができるのではないかと意見をいただいています。このように、先行して試行した学校の例を参考に、各教室で配信し、職員室等で管理職の教員が視聴しながら、端末の置き場所や映り方等を確認するという取組を6月中に試行する予定としています。

8. その他

(1)各課からのお知らせ

①給食だより、5月イチオシ！給食レシピについて（保健給食課）

給食だより、5月イチオシ給食レシピを発行しました。いずれもホームページに掲載済みです。今月の給食だよりでは、「食事マナーを守って食べよう」ということで、「あいさつ」「姿勢」「箸の持ち方」「配膳」「食べ方」「苦手なものも食べてみる」など項目ごとにポイントに絞って掲載しています。

次に、5月のイチオシ給食レシピですが、今回は、子ども達にも人気の中華定食メニュー、麻婆豆腐とバンサンスーを紹介しています。

②津山市教育委員会通信6月号について（保健給食課）

教育委員会通信を発行しました。今回の教育委員会通信では4つの記事を掲載しています。

まずは昨年度に引き続き取り組みます「学校給食残食減少の取組」についてです。取組概要、給食残食率及び牛乳残量率の前年比較、各学校での取組事例を紹介しています。

続いて、「オリンピック・パラリンピック応援献立」の紹介です。4月はアメリカ、5月はフィリピンの料理を給食で提供しました。そして6月はインド、7月は東京と続き、9月初旬にフランスで終わる予定で、9月からは、沖縄を皮切りにして「日本よいところめぐり」献立を始めます。

裏面では、6月14日からの「おかやま地産地消週間」の紹介、保健関係からは「令和2年度スポーツ振興センター災害状況」について掲載しています。

③津山市立幼稚園児の給食体験会について（保健給食課）

津山市立幼稚園児の給食体験会につきまして、2点お知らせがございます。

1点目は、昨年度はコロナの影響により実施できなかったつやま東幼稚園及びつやま西幼稚園の戸島学校食育センターにおける給食体験についてです。

5歳児を対象とし、密を避けて、幼稚園に御協力いただき各園2日間に分けての実施を予定としておりました。つやま東幼稚園は、6月2日、3日に予定しておりましたが、岡山県への緊急事態宣言発令されたことや市内の感染状況から延期としております。つやま西幼稚園は6月16日17日に予定しておりますが、緊急事態宣言の延長が検討されている中で、実施が微妙な状況かと考えております。なお、両園とも学校での秋以降学校での試食会は予定されているとのことです。

2点目は、給食体験を少しでも増やせたらということで、実証的取組としまして、東西各幼稚園において給食体験をするというものです。各幼稚園と10月～11月を目途に調整を行いたいと考えておりますが、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、実施時期を見直す必要もあるかもしれませんが、何とか実施したいと考えております。

(2) 次回定例会の開催について

教育委員会規則に毎月第4木曜日が定例会開催日となっておりますが、次回定例会は令和3年6月24日(木)午後1時30分から開催します。全員賛成により決定

(3) その他

(15:18) 休憩

(15:25) 再開

(2) 協議

①令和3年度6月補正予算について（教育総務課）

(非公開)

9. 閉会

(15:35)